

和解解決に伴う高松赤十字病院 院長コメント

平成 27 年（ネ）第 167 号損害賠償請求控訴事件については、高松高等裁判所の和解勧告を受け、本日（平成 28 年 11 月 28 日）和解による解決となりました。

当院といたしましては、第 1 審判決の判断内容が当院のみならず、今後、国内における産科・新生児医療の臨床現場に大きな混乱をもたらすものであったことから控訴しておりました。しかし、この度、高松高等裁判所から示された和解勧告によってその内容は適切に是正されましたので、双方合意のうえ本日の運びとなりました。

和解金額やその内容は非公表とされておりますが、この度、高松高等裁判所から示された是正内容につきましては、第 1 審判決がもたらした各臨床現場の混乱を解消するため、当該和解勧告書を公益社団法人日本産婦人科医会等、専門の学術団体にご報告申し上げ、今後も国内の産科・新生児医療の臨床現場で適切な判断が実施されるよう、専門医の先生方に広く周知していただく予定です。

本件では、地域の皆様は勿論のこと、日々、生命を左右する厳しい判断に迫られている臨床現場の医療者の皆様にも多大なご心配をおかけしておりましたところですが、この度のご報告にてご寛容いただければ幸いです。

本院といたしましては、今後とも地域の皆様に信頼され、安全でご満足頂ける質の高い医療の提供に最大限努力してまいります。

平成 28 年 11 月 28 日

高松赤十字病院

院長 網谷 良一